

(掲示) 隔地施設で研究等に従事する学生 各位

学外実習用通学定期券の申請について

研究室が宇治・熊取・大津等（吉田キャンパスまたは桂キャンパス以外の隔地施設）にある場合、または修了・卒業単位修得のため一定期間諸施設へ実習等に出向く場合、通常の通学定期券は購入できません。代わりに「学外実習証明書」を提示することにより「学外実習用通学定期券」を購入することができます。購入を希望する学生は、下記の申請手順に従って申請してください。なお、授業等の関係により、吉田キャンパスと桂キャンパス両方の通学定期券が必要な場合も、通学キャンパスとして届け出していない方を「学外実習用通学定期券」として申請することになりますので、同じ手順で申請してください。

また、一度許可を得た区間については1年度間利用可能ですが、区間変更をする場合は再度申請が必要です。（申請手順は同じ）

記

申請手順

申請手続き

実習に出向く諸施設の事実について、所属専攻・学科事務室で申請書記入。（毎月8日×切）

4月1日から使用希望の場合は、3月3日（月）までにAクラスター教務掛へ申し出てください。

↓
手続き書類の交付

各鉄道会社から許可が下りるまでに、大学院掛より所属の研究室経由にて、申請者に以下の手続き書類が交付される。（学科事務室での受取り希望者はその旨連絡下さい）

①実習用通学証明書発行願 ②学外実習証明書

↓
手続き書類の提出

申請者は①に必要な事項を記入、②に指導教員印を取得後、大学院掛に提出する。
（学内便送付または桂キャンパスBクラスターへ持参）

↓
鉄道会社から許可が下りる。

↓
実習用通学証明書の発行

大学院掛にて実習用通学証明書を交付。

↓
実習用通学定期券を各鉄道会社の窓口で購入

購入の際に必要な書類（不足があれば購入不可能）
①実習用通学証明書、②学外実習証明書、③学生証

↓
2回目以降定期購入時

大学院掛と学生との直接のやりとりによる。
（おもに学内便を利用します。）

注意：学外実習用通学定期券申請に関する手続きには1カ月程かかります。
十分余裕を持って各事務室にて申請ください。